

甲府市役所からのお知らせ

建物を建てる際、その敷地は建築基準法上の「道路」に2m以上接していなければなりません。

このため、建築基準法上の「道路」ではない幅員4m未満の「道（私道等）」のみに接する敷地の場合、建築確認申請の前に許可が必要となります。（建築基準法第43条第2項第2号許可）

この許可にあたり、市では建物を建てる方に対し、次の書面の提出を求めています。

○沿線の土地所有者の皆様(①～⑤の方)からの

「自身の建物を建てる際に敷地後退する旨の同意書」

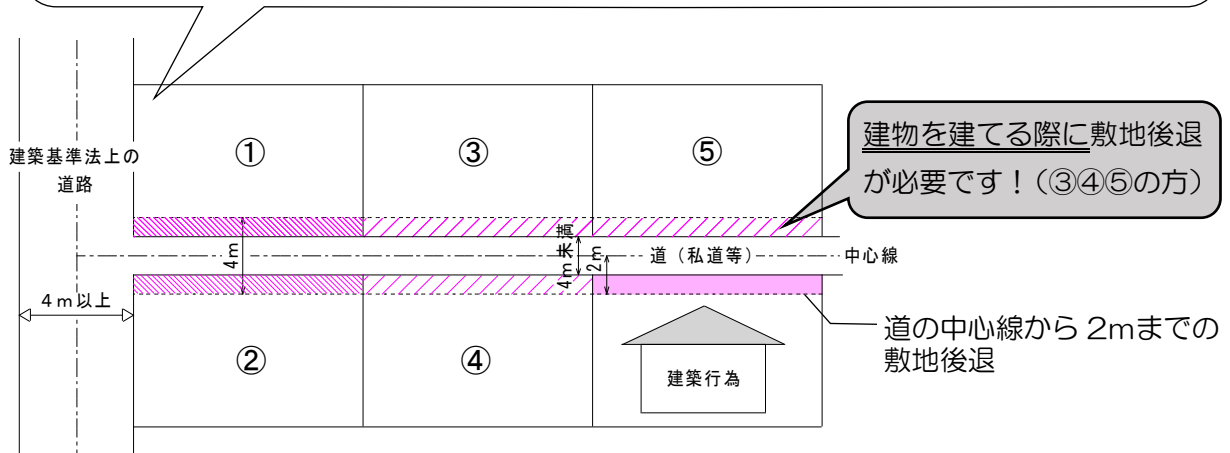
○道(私道等)の所有者の皆様からの

「道を通行して良い旨の承諾書」(地目が公衆用道路の場合は除く)

建物を建てる方から、同意や承諾を求められた際には、ご協力をお願いします。

角地の方(①と②の方)のご協力が必要です。

- ・建築基準法上の道路に接する角地の皆様も、敷地後退にご協力をお願いします。
- ・市道に接する角地については、後退部分の土地を市が買い取ることができる場合があります。



詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ先
甲府市 まちづくり部 建築指導課
電話 055-237-5824 (直通)

建築基準法
第43条について ▶

